ケアソリューション居宅介護支援事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 ケアソリューション株式会社が開設するケアソリューション居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
 - 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な 保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供される よう中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 ケアソリューション居宅介護支援事業所
 - (2) 所在地 東京都あきる野市五日市 27-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居 宅介護支援の提供にあたるものとする。

(2) 介護支援専門員 7名 (常勤職員5名 うち管理者兼務1名、非常勤職員2名)

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、祝日及び8月13日から8月15日および12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 原則として午前9時から午後6時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

- 第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。
 - (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して、支援 する上で解決しなければならない課題の把握および分析を行い、その課題に基づき居宅 サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス 事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対 し提供し、居宅サービス計画およびサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サ ービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者および担当者に 交付する。

適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合に おいても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合には、介護保険施設への紹 介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票はMDS-HC方式を用いる。

- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画実施状況を把握 (以下「モニタリング」) するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、少なくとも1月に1回のモニタリングの結果を記録する。
- (3) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者 から意見を求めるものとする。
- (4) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、 利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明 を行うとともに、相談に応じることとする。
- 2 次条の通常の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ・ 事業所から通常の実施地域を超えて1kmにつき200円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明 した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、あきる野市、日の出町、檜原村の区域とする。

(相談・苦情対応)

- 第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護 支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦 情等に対し、迅速に対応する。
 - 2 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

- 第9条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、 利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結 の日から2年間保存する。
 - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第 10 条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年3回以上
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従 業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約 の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はケアソリューション株式会社 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 5 担当介護支援専門員が契約中になんらかの理由にて、別の介護支援専門員へ変更する 事がある。

(介護保険改定に関する留意事項)

- 第11条 指定居宅介護支援事業所は、介護保険の改定があった場合には速やかに遵守することする。
 - 1 利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意する。
 - 2 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、 指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等取り組む。
 - 3 利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止する

ための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。

- 4 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ ハラスメント対策に取り組む。
- 5 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を 策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。(令和7年4月 1日まで経過措置期間とする)

(当該事業所の業務体制)

- 第12条 令和6年4月を以って介護支援専門員の業務体制について補足する。
- 1 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する。
- 2 24 時間常時連絡できる体制を整備している。
- 3 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託 する体制を整備する。
- 4 地域包括支援センター等が実施する事例検討会に参加する。
- 5 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」 等に協力又は協力体制の確保をしている。
- 6 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会に参加している。
- 7 必要に応じて多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。

附則

平成22年2月1日施行 平成22年9月21日改訂 平成27年1月1日 平成27年4月1日 平成30年4月1日 改訂 平成30年11月1日改訂 平成30年1月1日改訂 令和元年10月1日 令和3年4月1日 改訂 令和6年4月1日 改訂

ケアソリューション居宅介護支援事業所【あきる野】

運営規定 別紙 合成単位表

| 居宅介護支援 | 単位/月 | 金額 |
|------------------|-------------|----------|
| 居宅介護支援費 (要介護1~2) | 1,086 単位/1月 | 11,620 円 |
| 居宅介護支援費 (要介護3~5) | 1,411 単位/1月 | 15,097 円 |
| 初回加算 | 300 単位/1月 | 3,210 円 |
| 入院時情報連携加算 I | 250 単位/1月 | 2,675 円 |
| 入院時情報連携加算 II | 200 単位/1月 | 2,140 円 |
| 退院・退所加算 (1)イ | 450 単位/1月 | 4,815 円 |
| 退院・退所加算 (1)ロ | 600 単位/1月 | 6,420 円 |
| 退院・退所加算 (2)イ | 600 単位/1月 | 6,420 円 |
| 退院・退所加算 (2)ロ | 750 単位/1月 | 8,025 円 |
| 退院・退所加算 (3) | 900 単位/1月 | 9,630 円 |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 200 単位/1 回 | 2,140 円 |
| ターミナルケアマネジメント加算 | 400 単位/1月 | 4,280 円 |
| 通院時情報連携加算 | 50 単位/1月 | 535 円 |
| 特定事業所加算 (I) | +519 単位/1月 | +5,553 円 |
| 特定事業所加算 (Ⅱ) | +421 単位/1月 | +4,504 円 |
| 特定事業所加算 (Ⅲ) | +323 単位/1月 | +3,456 円 |
| 特定事業所加算 (A) | +114 単位/1月 | +1,219 円 |
| 特定事業所医療介護連携加算 | 125 単位/1月 | 1,337 円 |

令和6年4月1日 改訂